

『with HOME サービス利用規約』新旧対照表

変更した条文のみ記載しています。下線部分が変更箇所、取消線部分が削除箇所になります。

2024年8月6日改版（改定前）		2024年11月8日改版（改定後）															
<p>第10条（本料金） 1～17略 18 第15項に定める契約者は、支払期日を過ぎて料金を支払う場合、料金の収納に係る費用として次表に定める額の手数料を負担いただきます</p>		<p>第10条（本料金） 1～17略 18 第15項に定める契約者は、支払期日を過ぎて料金を支払う場合、料金の収納に係る費用として次表に定める額の手数料を負担いただきます。</p>															
<p><b>2024年11月までにお支払いいただく場合</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2以外の場合 (期日後料金支払手数料)</td> <td>300円（税込330円）</td> </tr> <tr> <td>2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合</td> <td>収納代行機関が定める額</td> </tr> </tbody> </table>		区分	手数料の額	1 2以外の場合 (期日後料金支払手数料)	300円（税込330円）	2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額	<p><b>2024年12月までにお支払いいただく場合</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>1 2以外の場合</u></td> <td><u>(1) (2) 以外の場合</u> (期日後料金支払手数料)</td> <td>税抜額 300円 (税込額 330円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>(2) 当社指定の金融機関口座への振込又は金融</u></td> <td><u>金融機関等が定める額</u></td> </tr> </tbody> </table>		区分	手数料の額	<u>1 2以外の場合</u>	<u>(1) (2) 以外の場合</u> (期日後料金支払手数料)	税抜額 300円 (税込額 330円)		<u>(2) 当社指定の金融機関口座への振込又は金融</u>	<u>金融機関等が定める額</u>
区分	手数料の額																
1 2以外の場合 (期日後料金支払手数料)	300円（税込330円）																
2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額																
区分	手数料の額																
<u>1 2以外の場合</u>	<u>(1) (2) 以外の場合</u> (期日後料金支払手数料)	税抜額 300円 (税込額 330円)															
	<u>(2) 当社指定の金融機関口座への振込又は金融</u>	<u>金融機関等が定める額</u>															
<p>備考 次のいずれかに該当するときは、区分1に定める手数料の負担を要しません。 (1) その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であるとき。 (2) その他当社が別に定める条件に該当するとき。</p>		<p>備考 次のいずれかに該当するときは、区分1に定める手数料の負担を要しません。 (1) その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であるとき。 (2) その他当社が別に定める条件に該当するとき。</p>															

		機関の窓口において支払う場合	
	2	<u>その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であるとき</u>	<u>収納代行機関又は金融機関などが定める額</u>
	備考	<u>当社が別に定める条件に該当するときは、区分1の（1）に定める手数料の負担を要しません。</u>	